

I 利用上の注意

1 工業統計調査速報について

本速報は、経済産業省が令和2年6月1日現在で実施した「工業統計調査」における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」の従業者4人以上の事業所について集計、分析したもののうち、本県の結果を速報としてまとめたものである。

2 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

(3) 調査の期日

2020年工業統計調査（2019年実績）は、令和2年6月1日で実施した。

事業所数、従業者数については令和2年6月1日現在、製造品出荷額等などの経理事項については平成31年1月～令和元年12月の1年間の実績により調査している。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を調査の対象としている。

(5) 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表するもの）の自計（調査対象者自身が記入）により行っている。

(6) 事業所の産業の決定方法

製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

3 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所数

令和2年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

令和2年6月1日現在の数値である。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいう。本速報における従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。なお、平成29年工業統計調査より、「有給役員」及び「送出者」の調査項目を新設している。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} &= \text{① 個人業主及び無給家族従業者} + \text{② 有給役員} \\ &+ \text{常用雇用者 (③ 正社員・正職員としている人} \\ &+ \text{④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど))} - \text{⑦送出者} \\ &+ \text{⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

(3) 製造品出荷額等

令和元年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

(4) 付加価値額（粗付加価値額）

下記算式により算出し、表章している。

ア 従業者30人以上の事業所

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}(*1)) \\ &+ \text{推計消費税額}(*2) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

イ 従業者4～29人の事業所

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}(*1)) \\ &+ \text{推計消費税額}(*2) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

(*1) 平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

(*2) 推計消費税額は平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

4 凡例及び使用上の注意

(1) 記号の定義

統計表中の記号については、次のとおりである。

『－』… 該当の数値がないことを示す。

『0』又は『0.0』… 四捨五入により単位未満となったものを示す。

『▲』… 数値がマイナスであることを表す。

『X』… 集計対象となる事業所が1又は2の事業所に関する数値であり、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は併せて『X』とした。

(2) 産業中分類名

表、グラフなどにおいて、産業中分類名は次のように略して使用している。

産 業 中 分 類	略 称	産 業 中 分 類	略 称
09 食料品製造業	食 料 品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22 鉄鋼業	鉄 鋼
11 繊維工業	繊 維	23 非鉄金属製造業	非 鉄
12 木材・木製品製造業	木 材	24 金属製品製造業	金 属
13 家具・装備品製造業	家 具	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印 刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化 学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電 気 機 械
18 プラスチック製品製造業	プラスチック	30 情報通信機械器具製造業	情 報 機 械
19 ゴム製品製造業	ゴ ム	31 輸送用機械器具製造業	輸 送 機 械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	32 その他の製造業	そ の 他

(3) 広域市町村圏の区分

本速報では、次のとおり市町村を区分し、広域市町村圏として集計している。

宮崎県北部	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
西 都 児 湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
宮崎東諸県	宮崎市、国富町、綾町
日南・串間	日南市、串間市
都城北諸県	都城市、三股町
西 諸	小林市、えびの市、高原町

(4) 時系列比較の留意点

ア 「平成23年」の数値は「平成24年経済センサスー活動調査」、「平成28年の事業所数、従業者数」及び「平成27年の製造品出荷額等、付加価値額」の数値は「平成28年経済センサスー活動調査」、その他の年次の数値は「工業統計調査」の数値である。

イ 事業所数、従業者数については、「平成24年経済センサスー活動調査」は平成24年2月1日現在、「平成28年経済センサスー活動調査」は平成28年6月1日現在、平成29年以降は表示年次の6月1日現在、その他の年次の工業統計調査は表示年次の12月31日現在の数値である。また、製造品出荷額等、付加価値額については、表示年次における1年間の数値、平成28年以降は表示年次の前年における1年間の数値である。

ウ 「経済センサスー活動調査」に関連する数値は、工業統計調査と時系列比較を行うため、以下のすべてに該当する製造事業所について抽出・集計したものである。

- (ア) 従業者4人以上の製造事業所であること
- (イ) 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- (ウ) 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

エ 「平成28年経済センサスー活動調査」において、事業所数、従業者数については、調査対象のうち個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額については、これらの調査分を含まない集計結果である。
(調査事項が簡素化された調査票であるため。)

(5) その他

ア 数値は、単位未満を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合や前年比較等での増減数が一致しない場合がある。なお、比率は小数点第2位で四捨五入した。

イ 経済センサスー活動調査と工業統計調査の数値は、実施時期や調査手法が異なるため、その差数が全て増加、減少を示すものではない。

ウ 本速報の数値は、県による独自集計のため、経済産業省が公表する数値と異なる場合がある。

○本速報に関するお問合せは、下記にお願いします。

宮崎県総合政策部統計調査課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

T E L : 0985-32-4451

F A X : 0985-29-0534

E-MAIL : tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp